

振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書

※行使請求期間は基本的には2024年1月17日から2024年3月11日としておりますが、各口座管理機関（証券会社等）によって、行使請求の受付期間が異なる場合があります。また、事務処理の都合等により手続の完了までに想定よりも長い期間を要する場合がありますので、必ずお客様自身で、取引先の口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

※行使代金は、357円に行使個数を乗じた金額でございます。

※新株予約権の行使をご希望される場合は、以下、太枠内にご記入の上、お届出印をご捺印後、各口座管理機関（証券会社等）宛にご提出ください。なお、本件の株主名簿管理人（発行要項記載の行使請求受付場所）である三井住友信託銀行株式会社証券代行部では直接受け付けておりませんので、同社宛に送付はしないでください。

※新株予約権発行要項記載の権利行使期間のうち、2024年3月14日から2024年3月15日までの期間につきましては、引受証券会社以外のお客様は新株予約権を行使できません。引受証券会社以外のお客様の権利行使期間の最終日（2024年3月11日）は、口座管理機関（証券会社等）による手続の最終日であり、お客様におかれましては、その1営業日前である2024年3月8日（日程は各口座管理機関（証券会社等）によって異なる可能性があります。）までに権利行使を行わない場合（口座管理機関（証券会社等）にて本書面の受理及び行使請求に係る払込金の振込みの二点が確認できない場合）は、以後新株予約権の行使を行うことができない可能性があります。なお、2024年3月13日において残存する新株予約権の全ては、交付財産と引換えに、同日、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーによって取得されます。交付財産は、新株予約権1個当たり1円としますが、2024年3月12日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP価格）（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）から行使代金である357円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。

御中

※お客様の新株予約権が記録されている口座管理機関（証券会社等）名（本書面の提出先）をご記入ください。

<米国居住株主に該当しないことの確認>

私は、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー第4回新株予約権発行要項第10項に記載の当該新株予約権の行使が禁止される米国居住株主には該当いたしません。当該米国居住株主に該当する場合には、本書面に基づく新株予約権行使手続は無効となることに同意いたします。

※上記内容を確認の上、四角内にチェック「」をお願いいたします。チェックが無い場合には、原則として本書面の受付ができなくなりますのでご注意ください。

※「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。

※お客様が「米国居住株主」に該当するか否か判断できない場合につきましては、お取引先の口座管理機関（証券会社等）宛にお問い合わせください。

<お客様情報>

◇太枠内の項目をご記入ください。

		依頼日	年	月	日
おところ	〒	電話番号	()	-()	-()
	(フリガナ)				
おなまえ	(フリガナ)				
加入者口座コード					

私が所有する下記の振替新株予約権につき、貴社に対し、その新株予約権の行使・抹消請求の取次を依頼いたします。

<行使・抹消請求を行う新株予約権の明細>

銘柄コード	銘柄名	行使請求に係る払込金支払日（支払予定日）
	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 第4回新株予約権	年 月 日
行使請求を行う新株予約権の数量		行使代金
個		円

※ 行使代金（本新株予約権の行使に際して本新株予約権者が支払うべき金額）は、本新株予約権1個当たり357円（注）となります。

（注：出資価額（本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）（本新株予約権1個当たり342円）に引受証券会社に対して支払われる手数料（本新株予約権1個当たり15円）を加算した金額です。）

社用欄

営業店記入			
機構加入者名	機構加入者コード	部支店名	扱い者
お客様取扱情報			
本書面受理日	お客様払込金確認日	お客様の口座番号	払込取扱場所への払込日 兼 機構への取次請求依頼日
年 月 日	年 月 日		年 月 日
加入者口座コード			